

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画変更年度	令和 7 年度
計画主体	和歌山県 高野町

高野鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 高野町 観光振興課 移住定住地域振興室
所 在 地 和歌山県伊都郡高野町大字高野山 357 番地
電 話 番 号 0736-56-2780
F A X 番 号 0736-56-2770
メールアドレス koyamachi@town.koya.wakayama.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ（カモシカ含む）、ニホンザル、アライグマ、ツキノワグマ、カラス、ハクビシン、タヌキ、アナグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	高野町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積（a）	被害額（千円）
農作物被害			
イノシシ	作物全般	25	261
シカ（カモシカ含む）	作物全般	55	375
アライグマ	作物全般	7	86
ハクビシン	作物全般	5	72
タヌキ	作物全般	3	67
小計		95	861
合 計		95	861

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシ、シカ（カモシカ含む。）タヌキ、アライグマ、ハクビシンを中心として、農林作物に被害を与え、令和3年度の被害額は861千円となるなど深刻な問題となっている。中でもシカ（カモシカ含む。）については、生息数が顕著に増加していると思われ、人里周辺に生息していると思われる。近年は、今まで被害の少なかった寺院の境内地周辺でアナグマ等の小動物による被害が発生している。 ツキノワグマについては高野山地区を中心に目撃情報が増えており、今年度は15件（令和5年2月末現在）の目撃情報がある。現在までのところ被害等は確認されていないが、民家近くへの出没が増えており、非常に危険は状態であると考えます。 また、シカ（カモシカ含む。）の被害について、野菜等の食害が多く見られる。「被害面積及び金額」の割合としてはシカの被害が最も多く、続
--

いてイノシシ、アライグマの順となっている。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

特に大きな農林業被害等を与えている、ニホンジカ、イノシシについて、抜本的な鳥獣捕獲対策など国の方針も踏まえ、これまでから取り組んできた防除・捕獲対策をさらに推進する。その他の鳥獣についても、農家による自主防除の推進と、被害状況に応じた捕獲を実施する。

これらの取り組みによって令和7年度における鳥獣による農林被害を現状値（令和3年度）の3割減ずることを目標値とし、被害の軽減に最大限努力する。

なお、ツキノワグマによる実質的な被害は無いが、民家近くへの出没が増えており、非常に危険は状態であると考えており、また、本町は県内有数の観光地でもあることから、人身事故を防止するための施策を実施する。

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
	被害面積 （a）	被害額 （千円）	被害面積 （a）	被害額 （千円）
農作物被害				
イノシシ	25	261	17	183
シカ（カモシカ含む）	55	375	38	263
アライグマ	7	86	5	60
ハクビシン	5	72	4	50
タヌキ	3	67	2	47
小計	95	861	66	603
ツキノワグマ	人身事故なし		人身事故なし	
合 計	95	861	66	603

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	【捕獲体制の整備】 ・和歌山県猟友会伊都支部高野分会への有害捕獲を依頼により狩猟＋有害での捕獲を推進してきた。また、有害捕獲については、県補助と併せ、捕獲経費への助成を実施している。 ・農作物被害が甚大に発生することから、町内全域で通年の有害捕獲を実施している。 ・アライグマについては、有害鳥獣のほか、特定外来生物防除法「以下（外来生物法という。）」に基づく防除実施計画を策定し、全町的な捕獲に取り組んでいる。 ・狩猟免許取得者に対する講習費用等の補助及び地元猟友会への入会を推進し、捕獲体制の強化を実施している。 【捕獲機材の導入等】 ・箱わな（大型・小型）、くくりわなを購入し、捕獲強化に取り組んでいる。 【追払い活動】 ・ツキノワグマの目撃及び出没の際、鳥獣保護管理員と連携し、人身事故防止のため爆音機等による追い払いを実施している。	・従事者の高齢化などにより捕獲の担い手が不足しており、捕獲体制や新たな捕獲組織・人員の確保が課題である。 ・有害鳥獣対策によるわな（捕獲檻、くくりわな）の設置に伴う土地所有者への理解を深める必要がある。 ・住宅地付近でのツキノワグマ出没の際、人身事故につながる可能性があり、地域住民及び観光客等の安全確保が課題である。

防 護 柵 の 設 置 等 に 関 する 取 組	【防除体制の整備】 ・侵入防止策等の設置による 自主防衛を奨励し、各種補助 事業を活用した支援事業を実 施。 （防護柵設置支援事業） 実績 （令和２年度～令和４年度） 設置延長 3497.8m 受益面積 330.43 a	・農家の高齢化による防護柵の 設置及び維持管理が困難である 。さらに、老朽化した柵の更新 も必要である。 ・設置においても道路、河川等 により、防護柵が設置出来ない 部分をどうするか検討し対策を 講じる必要がある
生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組	和歌山県猟友会伊都支部高野 分会で被害防止技術に関する 講習を実施。	一般の方（農家等）向けの鳥獣被 害防止に関する研修や緩衝帯の 整備の推進等、検討する必要があ る。

（注）１ 計画対象地域における、直近３ヶ年程度に講じた被害防止対策と課
題について記入する。

２ 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の
導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

３ 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・
管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

４ 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果
樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等につい
て記入する。

（５）今後の取組方針

高野町における被害軽減のためには、防護柵等による農林作物の防護
、出没する個体の捕獲、刈り払いや餌場の除去等の集落環境を整備、狩
猟者による高齢化対策として新たな狩猟者確保する取組を総合的に実施
する必要。

・防護柵については、国庫や県単・町単事業など活用し、野生鳥獣の侵
入を物理的に防止する。

・捕獲については、猟友会による捕獲は継続して行いつつ、その活動範
囲が及ばず捕獲の強化が必要と認める場所では、捕獲に必要な要件を満
たし町が適当と特別に任命する農林業団体職員も捕獲(活動)に携わると
ともに、農家自身による捕獲ができるよう、狩猟免許の取得支援や捕獲
檻やくくり罠等の貸し出しも推進する。

・野生鳥獣との棲み分けのため、耕作放棄地の発生防止や藪に刈り払いに
よる緩衝帯の整備を推進するとともに、誘因物となる放置された農作物・
果樹等の除去の啓発を行い、被害を受けにくい環境づくりに取り組む。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・和歌山県猟友会伊都支部高野分会を基本に、猟友会での捕獲実施が難しく実状を鑑みてその必要性があると町が特別に任命する捕獲者による有害鳥獣捕獲を実施・継続するとともに、鳥獣捕獲実施隊による捕獲活動を推進する。
- ・今後は、和歌山県、近隣市町と連携し、鳥獣の行動範囲を考慮した広域的な捕獲体制の検討を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	イノシシ ニホンジカ	・くくり罠(10基)購入。 イノシシ、ニホンジカを捕獲 国庫事業や県単事業等を活用 町等で購入し、有害捕獲従事者に貸し出す。
令和3年度	アライグマ アナグマ タヌキ ハクビシン	・捕獲檻(10基)購入。 アライグマ・アナグマ・タヌキ・ハクビシンを 集落で捕獲。 町等で購入し、農家等へ貸し出す。
令和4年度	アライグマ アナグマ タヌキ ハクビシン	・捕獲檻(10基)購入。 アライグマ・アナグマ・タヌキ・ハクビシンを 捕獲。 国庫事業や県単事業等を活用 町等で購入し、農家等へ貸し出す。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入

する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
和歌山県第13次鳥獣保護管理事業計画や第二種特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施して行く。	
・イノシシ	近年、捕獲数並びに出没数は減少しているが、依然被害が発生していることから、被害地域を中心に個体の捕獲を行い、着実な被害減少を目指す。
・シカ	年々、捕獲数並びに出没数は増加の一途を辿っており、農地周辺以外の民家付近にも出没しており、農地周辺の個体を中心に捕獲を行い、着実な被害減少を目指す。
・アライグマ、アナグマ、タヌキ、ハクビシン	アライグマ等の出没は主に高野山を含む全域で多く見られ、民家や倉庫の屋根裏など住家にし、掘り起こし等の被害が見受けられる。 また、アライグマに関しては、狩猟免許を有しない者についての捕獲については、外来生物法に基づく、防除実施計画を策定しており、これに基づき、捕獲従事者と協力しながら、箱わなを利用した着実な捕獲を継続する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	捕獲数 40 頭	捕獲数 40 頭	捕獲数 40 頭
ニホンジカ	捕獲数 200 頭	捕獲数 200 頭	捕獲数 300 頭
アライグマ	捕獲数 20 頭	捕獲数 20 頭	捕獲数 30 頭
アナグマ	捕獲数 20 頭	捕獲数 20 頭	捕獲数 20 頭
タヌキ	捕獲数 10 頭	捕獲数 10 頭	捕獲数 20 頭
ハクビシン	捕獲数 10 頭	捕獲数 10 頭	捕獲数 20 頭
ツキノワグマ	人身事故なし	人身事故なし	人身事故なし

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
イノシシ、ニホンジカは狩猟、有害捕獲（通年）及び鳥獣捕獲実施隊活動により銃器、わな（箱わな、くくりわな、囲いわな）を用いて計画的な個体数調整に取り組む。

アライグマについては、引続き防除講習修了者等による捕獲を行う。

アナグマ、タヌキ、ハクビシンは狩猟、有害捕獲（通年）及び鳥獣捕獲実施体活動によりわな（箱わな）を用いて計画的な個体数調整に取り組む。

ツキノワグマについては、出没又は目撃情報の際は鳥獣保護管理員と関係機関（和歌山県、警察等）連携し、人身事故発生を未然に防ぐ対策を行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

ツキノワグマが住家付近で出没し、地域住民に著しく危険を及ぼす恐れがある場合に限り、関係機関と協議の上、殺処分を検討する。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし（既に権限移譲済）

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル	防護柵 (延長1,500m)	防護柵 (延長1,500m)	防護柵 (延長1,500m)

アライグマ アナグマ タヌキ ハクビシン	受益面積 50 a	受益面積 50 a	受益面積 50 a
-------------------------------	-----------	-----------	-----------

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ アナグマ タヌキ ハクビシン	電気柵等付近の草刈りの呼びかけを行う。	電気柵等付近の草刈りの呼びかけを行う。	電気柵等付近の草刈りの呼びかけを行う。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～令和7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ アナグマ タヌキ ハクビシン	広報掲載による住民への啓発や多面的交付金制度への参加組織に対し、耕作放棄地や里山等の草刈りの徹底や狩猟免許取得の呼びかけを行う。 また、農地に隣接した耕作放棄地をなくすことにより、雑草の処理と併せて野生鳥獣の餌場にならないよう取り組む。
	ツキノワグマ	毎年、特定の時期に住家付近に出没又は目撃情報が寄せられていることから、人身事故防止のための啓発及び追い上げ・追い払い等を行う。 また、必要に応じて捕獲檻の設置を行う。

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

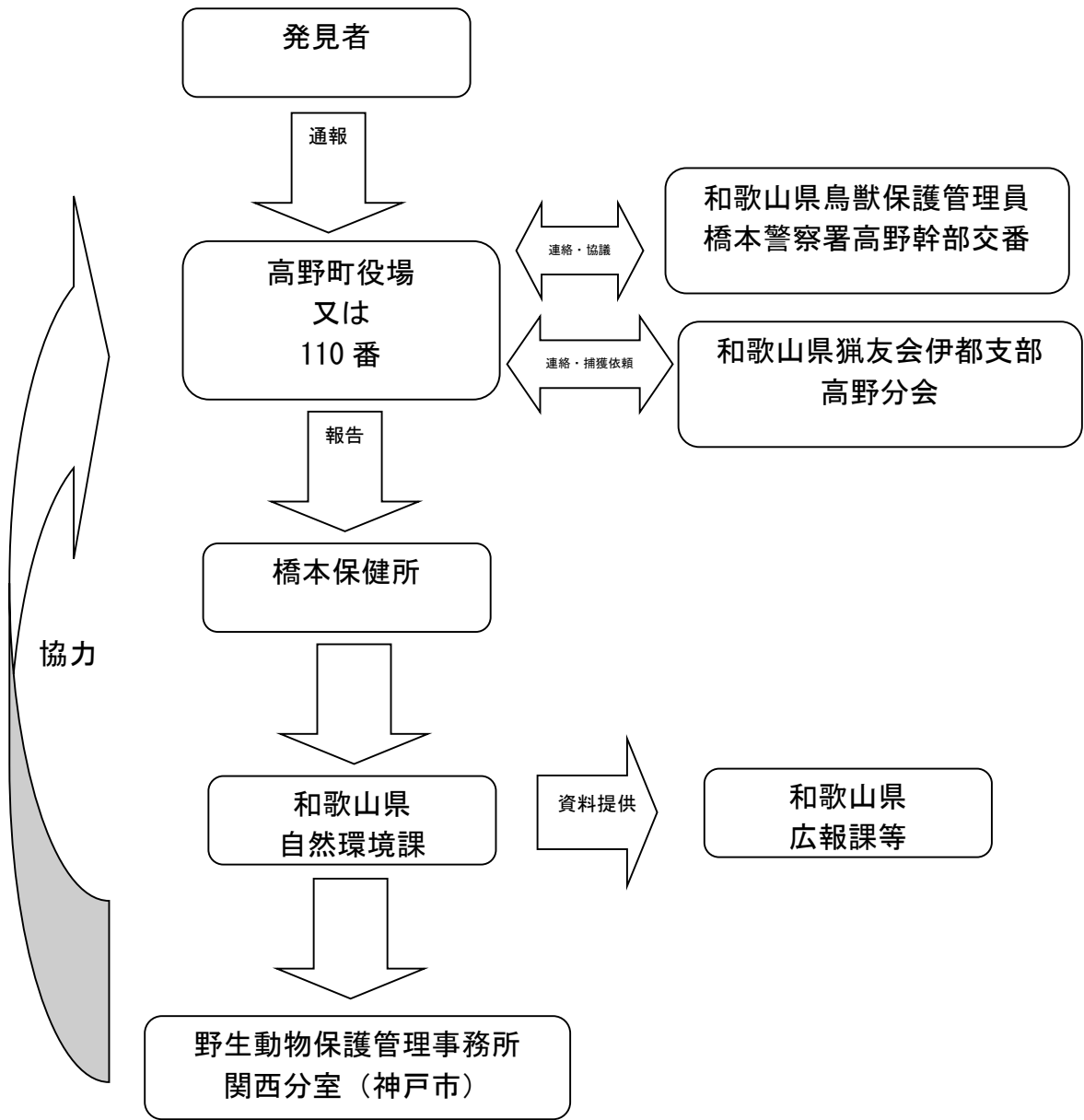
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
高野町	被害状況の情報収集及び関係機関との連携及び地域住民の安全確保
高野町鳥獣捕獲実施隊	被害状況の情報収集及び関係機関との連携及び助言・捕獲の実施
和歌山県	被害状況の情報収集及び関係機関との連携及び指導・助言
和歌山県警察	被害状況の情報収集及び関係機関との連携及び地域住民の安全確保
和歌山県鳥獣保護管理員	被害状況の情報収集及び関係機関との連携及び指導・助言
和歌山県猟友会伊都支部 高野分会	被害状況の情報収集及び関係機関との連携及び助言・捕獲の実施

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

※主にツキノワグマによる人的被害が予想される場合。



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については、現在、捕獲現場での処理や埋設が中心であるが、今後は獣肉の地域資源としての有効利用を広域的に検討して行く。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	地域柄厳しいのが現状だが、獣肉の食品としての利用を検討していきたい。
ペットフード	地域柄厳しいのが現状だが、獣肉のペットフードとしての利用を検討していきたい。
皮革	地域柄厳しいのが現状だが、獣肉の皮革としての利用を検討していきたい。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	地域柄厳しいのが現状だが、獣肉の様々な利用を検討していきたい。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

地域柄厳しいのが現状だが、処理加工施設設置を検討していきたい。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

和歌山県猟友会伊都支部高野分会と連携しながら人材育成に取り組んでいきたい。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
高野町	施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査
和歌山県猟友会伊都支部 高野分会	捕獲の実施（銃猟・わな猟）、追い上げ・追い払いの実施
和歌山県鳥獣保護管理員	施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査
高野町農業委員会	耕作放棄地の適正化及び地域の点検

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
和歌山県	農林業被害対策の指導・助言
和歌山森林管理署	国有林の被害情報の提供及び協力
森林組合こうや	山林所有者の植栽及び特用林産物被害軽減の対策及び協力
高野山寺領森林組合	山林所有者の植栽及び特用林産物被害軽減の対策及び協力
和歌山県農作物鳥獣害対策アドバイザー	農作物鳥獣害防止の専門的なアドバイザー
和歌山県農業協同組合紀北 川上地域本部	農作物被害状況の情報提供
和歌山県農業共済組合	農業共済制度による農作物被害状況の情報提供
伊都地方鳥獣被害防止 対策連絡協議会	農林業被害対策の指導・助言

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

既存の鳥獣捕獲実施隊による捕獲体制を維持し、有害捕獲事業及び被害防止に関する対策を行う。

また、和歌山森林管理署と連携し、国有林野での有害鳥獣捕獲事業も積極的に行う。

【高野町鳥獣捕獲実施隊】

隊員数：20名（令和7年4月現在）

構成：和歌山県猟友会伊都支部高野分会員、町が特任する町内農林業団体職員

内容：捕獲檻の設置研修、有害鳥獣の追い払い、ツキノワグマ対策

体制：高野町長より鳥獣捕獲実施隊員の出動依頼がある場合。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

高野町鳥獣害対策協議会が中心となり、対策を推進していくが、各種団体や多面的交付金事業参加地域、自治会等においても積極的な参加を促し、地域ぐるみでの取り組みを進める。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

着実な被害軽減のためには、防護・捕獲・地域の環境整備の3本柱とした対策が重要であり、獣害を一人一人の問題として捉え、集落をあげて取り組めるよう推進していくことが、重要な課題であると認識している。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。